

令和 7 年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務
公募型プロポーザル募集要項

「令和 7 年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務」の契約候補者の選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの企画書等の提案を募集し、この提案を一定の基準で審査することで契約候補者を選定する公募型プロポーザル方式として、以下のとおり実施します。

1 業務の概要

項 目	内 容
業 務 名 称	令和 7 年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務
業 務 内 容	令和 7 年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
履 行 期 間	契約の締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 20 日まで
提案上限額	金 22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） 上記価格を超える提案は、失格とします。
契約保証金	吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とします。ただし、同規則第 113 条第 3 項第 1 号の規定に該当する場合は、減額することがあります。

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。なお、契約候補者決定までの間に（１）から（５）までの資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （２）本市の令和 7 年度競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。
- （３）募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （４）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

3 スケジュール

項番	手続等	期限等
1	募集要項等の公表 (募集開始)	令和7年7月23日(水)
2	募集要項等の配布	令和7年7月23日(水)から8月6日(水)
3	参加表明書等の受付	令和7年7月23日(水)から8月6日(水)
4	質疑書の提出	令和7年7月23日(水)から7月30日(水)
5	質疑書の回答	令和7年8月4日(月)
6	参加資格審査結果通知	令和7年8月8日(金)
7	提案書等の提出	令和7年8月12日(火)から8月29日(金)
8	審査(プレゼンテーション、 ヒアリング)	令和7年9月2日(火) 予定
9	審査結果通知	令和7年9月3日(水) 予定
10	契約内容の調整、 仕様書の確定	令和7年9月5日(金) 予定
11	契約書の締結	令和7年9月5日(金) 予定

4 提案募集の概要及び日程

(1) 提案募集の名称

令和7年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務に関する提案募集

(2) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が提案上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、評価を行います。

(3) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 提案募集事務局

部署名：吹田市 都市計画部 都市計画室 企画担当

住所：〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 低層棟2階

電話番号：06-6155-4643 (直通)

メールアドレス：toshi-kikaku@city.suita.osaka.jp

(4) 提案募集要項等の配布

ア 配布期間

令和7年7月23日(水)から令和7年8月6日(水)まで

イ 配布方法

提案募集要項等は、吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」→「令和7年度（2025年度）プロポーザル実施案件」）からダウンロードして使用すること。

ウ 配布資料

- （ア）本業務公募型プロポーザル募集要項
- （イ）本業務公募型プロポーザル審査評価項目・評価配点
- （ウ）共通仕様書
- （エ）本業務特記仕様書
- （オ）本業務に関する提出書類の様式等

（5）参加表明書等の提出

ア 提出書類

- （ア）参加表明書（様式1）
- （イ）会社概要書（様式2）

イ 提出期間

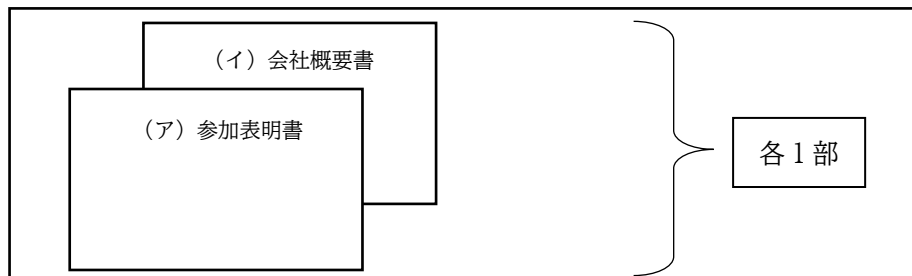
令和7年7月23日（水）から令和7年8月6日（水）午後5時30分必着

ウ 提出場所

提案募集事務局（3）イ参照

エ 提出部数

各1部（下図の順番で、左上をホッチキス止めしてください。）



オ 提出方法

（ア）持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

※事前に4（3）イに記載の提案募集事務局まで、持参する旨を電話連絡してください。

（イ）郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）

※4（3）イに記載の提案募集事務局まで、郵送後すみやかに郵送した旨を電話連絡してください。

カ 参加資格審査の結果通知書を、令和7年8月8日（金）に電子メールにより通知し、同日付で通知書を送付します。また、参加資格がない旨を通知する場合には、

その理由を付して通知します。

(6) 質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり質疑書を提出してください。

ア 提出書類

質疑書（様式3）

イ 提出期間

令和7年7月23日（水）から令和7年7月30日（水）午後5時30分必着

ウ 提出場所

提案募集事務局（3）イ参照

エ 提出方法

（ア）持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

※事前に4（3）イに記載の提案募集事務局まで、持参する旨を電話連絡してください。

（イ）電子メールの場合

件名は「令和7年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務に関する質問（事業者名）」としてください。

オ 質問回答日

令和7年8月4日（月）

吹田市ホームページ（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」→「令和7年度（2025年度）プロポーザル実施案件」）に回答を掲載します。

(7) 提案書等の提出

参加希望者は、本業務特記仕様書及び本業務公募型プロポーザル審査評価項目・評価配点（以下「審査評価項目」という。）等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類

（ア）提案書（様式4）

（イ）企画書（様式自由）

（ウ）見積書及び内訳書（様式自由）

（エ）工程計画表（様式自由）

（オ）業務実施体制調書（様式5）

本業務に係る配置予定の管理技術者、照査技術者、業務担当者の業務実績等について記載すること。ただし、管理技術者と照査技術者の兼任は認めません。

（デザイン思考を活用した業務実績を有する者を配置する場合は審査において高く評価します。）

（カ）同種業務実績書（様式6）

過去5年度間（令和2年度から令和6年度）において、下記業務の履行実績を有する場合は記入してください（受託中も含む。履行実績については、発注主体を問わない）。

○デザイン思考を活用した業務（まちづくりに対してデザイン思考を活用した業務の場合は審査において高く評価します。）

○まちづくりに関する検討業務

まちづくりに関する検討業務の一例

エリアマネジメント検討業務、市街地整備検討業務、●●地域まちづくりビジョン・整備計画策定業務、低未利用地の利活用検討業務、●●地域活性化施設に係る整備・運営手法調査業務等

（上記業務に関する変更・改訂・見直しに伴う業務も対象とします。）

イ 提出期間

令和7年8月12日（火）から令和7年8月29日（金）午後5時30分必着

ウ 提出場所

提案募集事務局（3）イ参照

エ 提出部数

提出書類は、原本1部とその写し10部を作成し、左上をホッチキスで止めて提出してください。

※原本には各提出書類の表紙に代表者名の記入及び代表者印の押印をしてください。

オ 提出方法

（ア）持参の場合

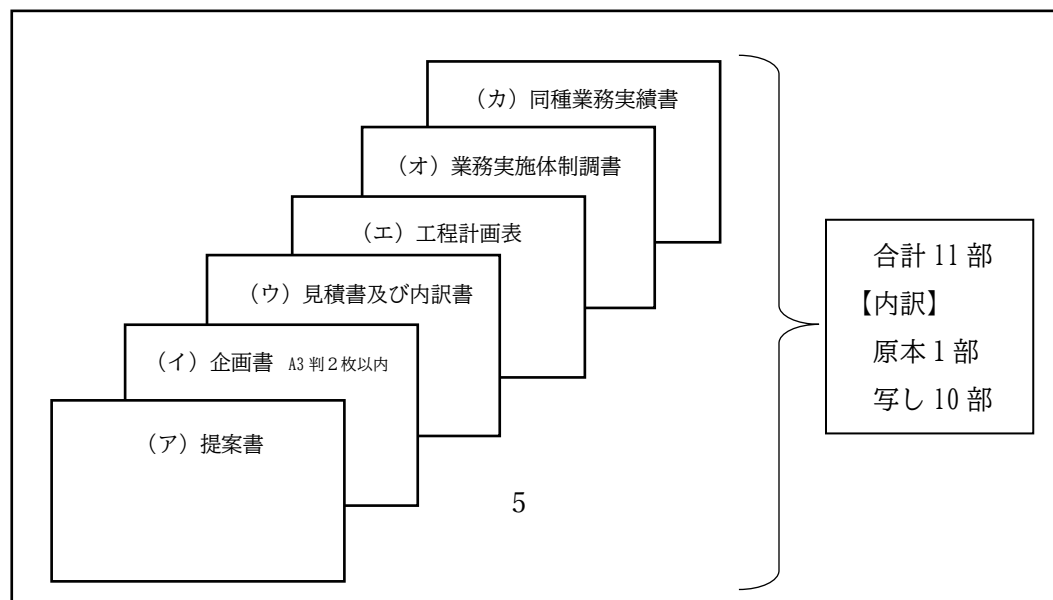
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

※事前に4（3）イに記載の提案募集事務局まで、持参する旨を電話連絡してください。

（イ）郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）

※4（3）イに記載の提案募集事務局まで、郵送後すみやかに郵送した旨を電話連絡してください。



カ 提案書等（様式自由）に関する留意事項

- （ア）本業務特記仕様書や審査評価項目等を熟読し、参加希望者が業務目的達成のために実施する手順や手法、考え方、アウトプットイメージ等を記載してください。
- （イ）上記（７）ア（イ）から（カ）における記載事項は、審査評価項目に留意して記載してください。（「評価留意事項」に記載の内容は全て含むようにしてください。）
- （ウ）企画提案する事項については、全て見積金額の範囲内で実施できるものとしてください。
- （エ）用紙の規格はA 4判の場合、両面印刷で、長辺綴じ、横書きとします。A 3判の場合、片面、横折込みとします。
- （オ）上記（７）ア（イ）は、A 3判2枚以内とします。
- （カ）提案は、考え方を文書、イメージ図及びイラスト等を使用し、分かりやすく簡潔に記述してください。
- （キ）文字サイズは、11ポイント以上とします。
- （ク）右上には、本市から通知した参加者番号を必ず記入し、左綴じでホッチキス止めとします。
- （ケ）提出書類への鉛筆書き等容易に消せる文具による記載の提案は認めません。
- （コ）提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

（８）参加表明後の辞退

参加表明書（様式1）提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式7）に記載して提出してください。なお、辞退したことをもって、今後本市が発注する委託業務等について、競争上の不利益となることはありません。

（９）失格事由

次の一つでも該当すると判明したときは、その者は失格（選定対象からの除外）とします。

- ア 「令和7年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）のプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(10) 応募事業者が1 者の場合又はない場合の取扱い

ア 応募事業者が1 者の場合も審査・選定を行います。

ただし、各委員の審査の評価点の合計の平均が配点合計の6 割に満たない場合は、最優秀提案事業者なしとします。

イ 応募事業者がない場合又は最優秀提案事業者として選定できる提案者がいない場合は、本プロポーザルは取りやめとします。また、再公募については、選定委員会において検討を行うこととします。

5 事業者の選定

本業務の事業者の選定にあたっては、委員会において、提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行います。審査項目、審査基準及び配点は本業務審査評価項目のとおりです。委員会において、最優秀提案事業者と次点者を契約候補者として選定します。

(1) 審査の方法及び留意事項

ア 審査は、委員会においてプレゼンテーション・ヒアリング審査となります。各委員が評価点による順位付けを行い、1 位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定します。

イ 審査において、1 位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2 位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2 位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定します。

ウ 評価点の合計の平均が配点合計の6 割に満たない場合は失格とします。

エ 評価、採点に関する異議は受けません。

オ 審査項目及び配点等は、本業務審査評価項目のとおりです。

(2) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

提案書等の内容に基づくプレゼンテーション、ヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和7年9月2日（火）※実施場所及び実施時間は、個別に連絡します。

イ 時間配分

各事業者40分（プレゼンテーション15分、ヒアリング25分）

※上記の時間配分で実施する予定ですが、詳細については対象者に別途連絡します。

※進行状況によって多少前後します。

ウ その他

（ア）必ず、本業務に実際に従事する予定者がプレゼンテーションを行ってください。

（イ）パワーポイントの利用は可とします。

(ウ) パソコンの機材は提案者側で用意してください。本市では机、椅子、OAタップ、スクリーン、プロジェクター（型番は（２）の通知の際にお知らせします。）を用意します。

(エ) プレゼンテーション、ヒアリングの出席は３名までとし、予定管理技術者は必ず出席してください。

(オ) 会社名を特定できるようなもの（社章等）を身につけないでください。

(カ) 新たな資料の提出は不可とし、事前に提出した提案に基づき説明してください。

（３）審査の結果通知

審査の結果は、令和７年９月３日（水）に電子メールにより通知します。また、審査結果は、吹田市ホームページでも公表します。

契約候補者（最優秀提案事業者）以外の参加事業者は、電子メールでの通知日の翌日から起算して７日以内に、選定されなかった理由の説明を事務局に求めることができます。

６ 契約について

（１）最優秀提案事業者と本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定していますが、協議調整のうえ決定します。

（２）最優秀提案事業者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

（３）契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第113条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額することがあります。

７ その他

（１）本業務公募型プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、本業務公募型プロポーザル募集要項、特記仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持してください。

（２）参加者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

（３）提案募集に参加するために必要な費用は、参加者の負担とします。

（４）提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。

（５）提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（６）提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等

の措置を行うことがあります。

(7) 提出書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

(8) 提出書類は一切返却しません。

(9) 本業務公募型プロポーザル募集要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定めます。